

○財務省告示第三十八号  
政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省  
令第六号）第五条第十一项の規定に基づき、平成  
二十七年一月十四日に発行した政府短期証券の発  
行条件等を次のとおり告示する。

平成二十七年二月五日  
財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 国庫短期証券（第五百五回）

二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三  
十四号）第七条第一項、財政融  
資資金法（昭和二十六年法律第  
百号）第九条第一項並びに特別  
会計に関する法律（平成十九年  
法律第二十三号）第八十三条第  
一項、第九十四条第二項、同条  
第四項、第九十五条第一項、第  
百三十六条第一項及び第三百十  
七条第一項

三 振替法の適用等 社債、株式等の振替に関する法  
律（平成十三年法律第七十五号）  
以下「振替法」という。）の規定  
の適用を受けけるものとし、その  
振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法 札（以下「価格競争入札」とい  
う。）による発行（以下「価格競  
争入札発行」という。）及び価格  
競争入札と同時に行われる入札  
であつて、財務大臣が各国債市  
場特別参加者ごとに応募限度額  
を定めるものによる発行（以下

八		七		六		五	
額 最		イ 払 込		イ 発 行		イ 募 入	
低	行 争 非 者 特 国 入 価	行 争 非 者 特 国 入 価	行 争 非 者 特 国 入 札 格 競 争	行 争 非 者 特 国 入 札 格 競 争	行 争 非 者 特 国 入 札 格 競 争	行 争 非 者 特 国 入 札 格 競 争	法 入 決 定 の
額	札 格 第 I 加 場 行 争	札 格 第 I 加 場 行 争	札 格 第 I 加 場 行 争	札 格 第 I 加 場 行 争	札 格 第 I 加 場 行 争	札 格 第 I 加 場 行 争	の
面	金	金	金	金	金	金	
千	千	千	千	千	千	千	千
万	万	万	万	万	万	万	万
円	円	円	円	円	円	円	円
			三 兆 二 千 三 百 十 八 億 六 千 八 百 二		三 兆 二 千 三 百 十 七 億		一 国 債 市 場 特 別 参 加 者 ・ 第 I 非
			二 千 六 百 八 十 二 億 千 七 十 二 万 八		三 千 六 百 八 十 二 億 円		価 格 競 争 入 札 発 行 「 と い う 。 」
							各 申 込 み の うち 応 募 額 を 順 次 割 り
							も の か ら そ の 応 募 額 を 順 次 割 り
							当 て る 。
							各 国 債 市 場 特 別 参 加 者 各 の 応
							募 限 度 の 範 囲 内 に お い て 各 申
							込 み の 応 募 額 を 割 り 当 て る 。

九  
振替  
単  
位

十 一  
発  
行  
日

イ

ロ

十 二  
償還  
期  
限

十 三 十 四  
償還  
金  
額

十 五  
入  
場  
札  
参  
加

十 六  
払  
込  
期  
日

振替法の規定による振替口座簿

の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものと

する。平成二十七年一月十四日

額の上の金額に付き百円三厘以上額の金額に付き百円四厘

平成二十七年七月十日

ただし、償還期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に償還金を支払う。

額面金額に付き百円

日本銀行

財務大臣から通知を受けた者

平成二十七年一月十四日